

平成 2 8 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

神戸市 センタープラザ 1 1 階大会議室

平成28年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成28年2月15日） 会議録

議事日程

平成28年2月15日午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成27年度兵庫県後期高齢者医療後期連合一般会計補正予算
(第2号)
- 第4 議案第2号 平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算(第2号)
- 第5 議案第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間に関する条例の
一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の
件
- 第7 議案第5号 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第8 議案第6号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第9 議案第7号 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正
する条例制定の件
- 第10 議案第8号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第9号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する
条例制定の件

- 第 1 2 議案第10号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 3 議案第11号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を廃止する条例制定の件
- 第 1 4 議案第12号 平成 2 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 1 5 議案第13号 平成 2 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 6 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の維持、継続と保険料の引き下げを求める請願
- 第 1 7 一般質問
- 第 1 8 議長の辞職
- 第 1 9 議長の選挙
- 第 2 0 副議長の辞職
- 第 2 1 副議長の選挙
- 第 2 2 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
- 第 2 3 議会運営委員会委員の選任

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（38名）

1 番 玉 田 敏 郎	2 番 内 海 將 博
3 番 稲 村 和 美	4 番 和 田 満
5 番 松 永 博	6 番 濱 田 育 孝

7番	佐藤徳治	8番	行澤睦雄
9番	吉岡秀記	10番	齋藤哲也
11番	岡田康裕	12番	小西千之
13番	児嶋佳文	14番	片山象三
16番	大眉均	17番	登幸人
18番	本莊重弘	19番	井上嘉之
20番	入江貢	21番	西村和平
22番	平野齊	23番	藤原敏憲
24番	鬼頭哲也	25番	小島一
27番	金村守雄	28番	福元晶三
29番	安田正義	30番	宮脇修
31番	笹倉康司	32番	古谷博
33番	三村隆史	35番	藤原茂
36番	橋本省三	37番	八幡儀則
38番	遠山寛	39番	庵途典章
40番	浜上勇人	41番	岡本英樹

欠席議員（3名）

15番	石倉加代子	26番	多次勝昭
34番	細岡重義		

説明のため出席した者

広域連合長	山中健
副広域連合長	清水ひろ子
副広域連合長	栗原一
事務局長	土井義和

資格保険料課長 株 柳 典 昭

給付課長 北 出 美 穂

給付係長 吐 田 雅 純

職務のため出席した職員

総務課長 堀 勤 一

事務職員 白 井 秀 幸

(午後2時00分開会)

○議長(入江 貢) ただいまから、平成28年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催いたします。

なお、39番佐用町 庵途議員から所用のため遅れる旨の報告を受けております。また、15番宝塚市 石倉議員、26番朝来市 多次議員及び34番神河町 細岡議員から欠席する旨の届がござっております。

それでは、開会に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山中広域連合長。

(山中広域連合長 登壇)

○広域連合長(山中 健) 平成28年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務御多忙の中、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の運営に御尽力いただいていることに対しまして、この場をお借りして、重ねて御礼申し上げます。

さて、当広域連合も今月の1日で設立して丸9年となり、10年目の節目を迎えました。また、後期高齢者医療制度は来る平成28年度で発足後9年目を迎えます。兵庫県の後期高齢者医療の規模は、制度発足当初の被保険者数が約56万人でありましたが、高齢化の進行により、現在では69万人余となり、今年度末、あるいは遅くとも今年の前半には70万人に達するものと思われまます。また医療給付費は、平成26年度決算ベースで6,157億円となっております。

団塊の世代の方が平成37年には後期高齢者に到達されることから、今後も年々増加が見込まれる後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保が課題となっており、昨年成立した医療保険制度改革法では、高齢者医療についてプログラム法等に沿って、後期高齢者支援金について負担能力に応じた公平な負担

とする観点から、全面総報酬割制を段階的に実施するほか、保健事業を充実していくこととされています。

一方、当広域連合の事務執行体制につきましても、平成37年度には被保険者数が100万人に達すると想定されることから、被保険者数の増加に伴う業務量の増加に対応する必要があるとともに、情報システムの運用の適正化、国保連合会への事務委託範囲の適正化等の諸課題に対応し、また、マイナンバー、データヘルス計画等の新たな取り組みにも対応し、引き続き現行制度の安定的な運営を行うためには、業務量に見合った事務執行体制が必要であると考えております。このため、本日御提案いたします議案の1つに、職員定数条例の改正を挙げさせていただいております。平成27年度に引き続いて職員を増員させていただき予定としております。平成27年度は高砂市と芦屋市から増員をさせていただきましたが、平成28年度の増員に御協力をいただきます川西市、三田市、高砂市、小野市に厚く御礼を申し上げます。今後とも事務局体制強化のために現行の職員派遣基準を見直し、順次職員の増を図ってまいりたいと考えております。

各市町におかれましては、行政運営が厳しい状況であり、また一方で、平成30年度からの国保の広域化が控えておりますが、格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、この他、平成28、29年度における保険料率改定、平成28年度広域連合予算案等諸案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほど御説明いたしますので、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（入江 貢） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第3号より第5号に至る報告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、6番、洲本市 濱田議員及び32番、稲美町 古谷議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(入江 貢) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び日程第4、議案第2号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長(土井義和) ただいま上程されました、議案第1号及び議案第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括御説明申し上げます。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号「平成27年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございます。本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,582万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,550万1,000円とするものでございます。これは平成27年度に市町が実施する事業に対する補助金の交付等についての所要の補正及び国からの円滑運営臨時特例交付金の会計処理の変更に伴う補正を行おうとするものでございます。なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、別冊の平成27年度補正予算・平成28年度予算に関する説明書の1ページから

3 ページに記載しております。

以上、議案第 1 号につきまして御説明申し上げました。

次に、議案第 2 号「平成 27 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

定例会提出議案の 3 ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,983 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,771 億 2,472 万 3,000 円とするものでございます。これは療養給付費負担金の精算等に伴う所要の補正を、またあわせて、財源更生の補正を行おうとするものでございます。なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、平成 27 年度補正予算・平成 28 年度予算に関する説明書の 5 ページから 7 ページに記載をしております。

以上、議案第 2 号につきまして御説明を申し上げます。何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（入江 貢） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

23 番、養父市 藤原議員。自席での御発言をお願いいたします。

○23 番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。

議案第 1 号、第 2 号について、御質問申し上げます。

まずは、先ほど御説明がございましたが、国の会計処理の改正ということで、円滑運営臨時特例交付金積立金を特別会計の繰り出しに変更したということになっておりますが、これは国の意図というのは何かございますか。別にこれまでどおりにいけるのではないかと思いますけれども、税率の軽減のための特例ですね。法律の減免措置を国が 9 割、8.5 割を極力無くしていこうというようなことを言われておりますが、それらとも関連しているのでしょうか。この会計処理を改正することに、そういうの

はないのでしょうか。まず、お尋ねします。

それから、議案第2号でございますが、平成27年特別会計でございますが、当初予算では平成27年度の県の財政安定化基金から歳入として、17億250万円、歳出として、2億8,661万円でありましたけれども、歳出は予定どおりということで歳入は全額減額ということになっておりますが、その理由についてはいかがでしょうか。といいますのも、あとで保険料の改定が行われますけれども、県の財政安定化基金からの今回は全く支援がないということで、剰余金だけを使って保険料の軽減を行うということになっておりますが、これまででしたら県の財政安定化基金と剰余金を使って保険料の引き下げも行っていたのですけれども、それらについて今回の補正で県の財政安定化基金は入りませんと17億円、もしこれが入っておれば、剰余金も増えて保険料の軽減にも使えたのではないかと思いますがいかがでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 私のほうからお答えを申し上げます。

まず、議案第1号に関連しまして、国の円滑運営臨時特例交付金、これが基金でなく、補助金としての補正を提案してございますが、その理由如何ということでございます。これは議員御指摘のように、保険料の軽減特例、本来、本則は7割ですが、それを9割、あるいは8割5分軽減する。そのかさ上げ部分全額を国費、国の交付金で賄うというものでございます。国がこの軽減特例について、平成29年度から見直しをするという方向を出されてございます。これとの関連性如何といったことではございますが、それと直接関連するものではございません。あくまでも会計上、基金としての事業を補助金としての事業に変えるということでございまして、これは平成26年6月24日の閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針2014、この中で私どもの基金に限らず、基金のあり方ということで国が財源を提供している分についての基金事業、これが執行管理の困難さが指摘されている。利点もあるけれども、そういう困

難さもあるので、基金の創設、あるいは既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から抑制するという方針が出されてございます。いわゆる財政運営の基金に関する方針が示されたこととございます。その一環としまして、この円滑運営臨時特例交付金についても平成27年度から基金事業ではなく、補助金事業という取り扱いになったということとございます。

それから、議案第2号の御質問でございます。兵庫県の財政安定化基金、交付金全額減額ということの理由についてのお尋ねでございます。これにつきましては、平成27年度、議員御指摘のように拠出をする分については当初予算どおり県から交付金を受ける予定17億円とございましたが、これについては今回見送りをするという内容の補正予算の提案でございます。この兵庫県の財政安定化基金、基本的には兵庫県の運用をされるものでございまして、今回も平成28年、29年の保険料の改定に当たりまして、基金の活用をどうするかということで、夏場あたりから兵庫県と協議を重ねてまいりました。後ほど、保険料改定の条例のところ、またお尋ねがあらうかと思っておりますが、今回につきましては、私ども兵庫県広域連合の持つ給付費準備基金、自前の基金のほうが当初想定したよりも残高が見込まれるということで、私どもの基金をもって一昨年、前回同様の規模を投じることによって、前回よりも均等割、所得割の上げ幅を抑えることができるという見込みが立ちましたので、平成27年度についても17億円、これは見送り、平成28年、29年の改定に当たっても今回は見送りをします。次回、平成30年、31年度の改定に当たって、またそのときの私どもの財政状況を踏まえて、また兵庫県と協議をするということになろうかというように思っております。

以上でございます。

○議長（入江 貢） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 1号議案については理解いたしました。

あと、2号議案のほうですけれども、例えば、17億250万円の県財政安定化基

金の歳入があれば、平成27年度決算の剰余金というのはもっと増えますよね、当然。そうなりますと、平成28、29年度の保険料の改定するときにも使えると、例えば、県がもう出さないと、今回そうなっていますので、こういうお尋ねをするのですけれども、もしも当初予算どおりに入っておれば、剰余金が増えるという見通しが当然立つはずなのですけれども、それらを基金に置いておいて保険料の改定に使うということもできたのではないですか。17億250万円が入っておれば、剰余金は増えているということは間違いのないですね。使おうと思えば保険料の改定にも使うことができるということで理解しておいてよろしいでしょうか。伺います。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 議員御指摘のように、今年度の17億円を当初予算どおり、私どもに交付いただきましたら、当然、私どもの給付費準備基金増額をいたします。今年度末の見込みで112億円弱の基金の残高を見込んでございます。単純にそれに17億円を足しますと129億円ということになりまして、私どもの基金の残高が増えると。

一方で、兵庫県の財政安定化基金でございますけれども、17億円を広域連合に交付をいただきますと、38億円が当初の予定でございました。これが今回見送りになってございますので、兵庫県の財政安定化基金の残高見込みが今年度末で38億円に17億円を加えて55億円になるとお聞きをしているところでございます。

いずれも、私どもの給付費準備基金、それから、兵庫県の財政安定化基金、この2つでもって保険料の上昇抑制をしてきたわけでございます。どちらから出すかということにもなってこようかと思いますが、先ほども申し上げましたが、今回は私どもの給付費準備基金、これが今までない残高見込みだということで、今回は当初の予定どおり17億円を交付しなくてもいけるのではないかと、むしろ兵庫県の財政安定化基金は、本来保険料の上昇抑制に充てるために設けられた制度ではございません。御案内のように給付費が急に上昇した、あるいは保険料の収納率が非常に著しく落ちたと

いったリスクに備えて、その際には兵庫県の財政安定化基金から広域連合が貸し付けを受けて運用すると、そのための基金という性格がございます。そのリスクに備えるためにも一定の額が必要だということで、それはどの程度見込むかというのは兵庫県のほうで算定をされるわけですが、当面、55億円ほどやはり残高として持つ必要があるのではないかという御判断をされたようにお聞きをしております。その御判断を受けて、私どもは今回の補正の提案、あるいは来年度の保険料の改定の条例改正の提案をさせていただいているということでございます。御理解賜わればというように思っております。

以上でございます。

○議長（入江 貢） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 今回の説明を聞いたのですが、県は平成27年度では剰余金がいっぱいあるから出しませんよと、兵庫県広域連合に対して。来年度の平成28年、29年度の保険料の改定するときには財政安定化基金は、もうこれ以上減らしたらなくなってしまうから出しませんよとダブルパンチですね。広域連合からしたら。今までは県財政安定化基金を出していたのですね、それと剰余金とで。だから、先ほど言いました17億250万円を当初予算どおりに県が出してくれて、それを剰余金として積んでおれば、保険料の改定に使えたということで非常に残念ですが、これはやむを得ないという判断をされたのか。さっき言いましたように、財政安定化基金を使わせてほしいという要望書も出しているわけで、広域連合としても、国に対しても、県に対しても、もう少し強く言われるべきではなかったのかと。その分が保険料にはね返ってくるわけですから、その点についてはいかがでしょうか。やはり、この対応は要望書も書かれているわけですから、もう少し厳しく県に対応されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 私のほうからお答え申し上げます。

兵庫県の財政安定化基金、これは兵庫県に限りませんが、この後期高齢者医療制度で47の都道府県がこの制度のために設置をしたものでございます。当初の趣旨としては、先ほど申し上げましたように、リスク対応のためということでございました。ただ、御案内のようにこの制度、平成20年度にスタートいたしました。平成21年9月に政権交代がございました。その際にこの制度を廃止するという方針が一旦出されました。平成24年度末、最終的には平成25年度末には廃止だという方針で進んでまいりました。そのときに保険料の改定がございましたけれども、厚生労働省の方針はこの制度がなくなるのであれば、この基金を維持する必要性がないということで、ならば、できる限り保険料抑制のために基金を活用するという方針が厚労省から出されたところでございます。したがって、その当時、最高で68億円ほど財政安定化基金から活用されて保険料の上昇抑制をした経緯がございます。ただ、その後、平成25年8月、社会保障制度改革国民会議におきまして、その報告書の中にこの後期高齢者医療制度については十分定着をしていると、この制度は存続させるという方針が出されまして、いわば、大きな方針転換があったわけでございます。そういたしますと、私どもも財政運営につきましては、この制度が続くと、中長期的観点から財政運営をしていく必要があるということで、やっぱり考え方を変えていく必要があるのではないかというのが私どもの考えでございますし、また、兵庫県の考えもそういうことではないかというように思っております。

議員御指摘のように、それを全額投入することにより、今回提案した保険料率が下がることが当然のことでございますが、次回、平成30、31年度の改定の際、このときに財源がございませんので、極端な話、そのときは十数%の改定率になります。今回、仮に非常に少ない、逆に引き下げということがあったとしても、2年後、そのときには十何%上がるという、非常に乱高下をするというような保険料の改定が望ましいのかどうかという点を考えますと、私どもはやっぱり向こう何年かわかりませんが、この制度が安定的に続いていくという前提で保険料の改定に当たって私どもの基

金、あるいは、財政安定化基金の活用というのは考えていく必要があるのではないかなと思ってございます。

それから、議員御指摘のように、私ども独自で兵庫県に対して財政安定化基金の活用は強くお願いはしたところでございます。この観点は、いわば、激変緩和ということで、過去3回、この県財政安定化基金の交付をお願いしてまいりました。ここでなくなるということになりますと、保険料の改定が非常に大きくなるのではないかとこの危惧がございましたので、その観点から激変緩和的な要素も込めて要望してきたところでございます。結果といたしまして、私どもの今年度末の給付費準備基金の残高が想定より多くなる見込みでございますので、今回の見送りにつきましては、やむを得ないかなという判断をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（入江 貢） 質疑は終わりました。

本件についてほかに発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（入江 貢） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（入江 貢） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第6、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第7、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合

行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第 8、議案第 6 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第 9、議案第 7 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」及び日程第 10、議案第 8 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和） ただいま上程されました、議案第 3 号から議案第 8 号までにつきまして、一括御説明を申し上げます。

定例会提出議案の 6 ページをお開きください。

議案第 3 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。本件は、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項の改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第 3 号につきまして、御説明を申し上げます。

次に、議案第 4 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして、御説明申し上げます。

定例会提出議案の 8 ページをお開きください。

本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行及び地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、同一の事由により傷病補償年金等と他の法令による年金が支給される場合における調整規定の整備等を行おうとするものでございます。

以上、第 4 号議案につきまして御説明を申し上げます。

続きまして、議案第 5 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明を申し上げます。

定例会提出議案の 17 ページをご覧ください。

本件は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求等に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、議案第 5 号につきまして御説明申し上げます。

次に、議案第 6 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明申し上げます。

定例会提出議案の 19 ページをご覧ください。本件は、行政不服審査法の改正に伴い審査請求等に係る規定の整備を行うほか、情報公開・個人情報保護審査会が審査請求に係る審理を行うため、改正行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、審理員の指名をしないこととするため、同項本文の規定を適用しないものとするものでございます。

以上、議案第 6 号につきまして御説明申し上げます。

次に、議案第 7 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明申し上げます。

定例会提出議案の 23 ページをご覧ください。

本件につきましても、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求等に係る規定の整備を行うほか、情報公開・個人情報保護審査会が審査請求に係る審理を行うため、改正行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、審理員の指名をしないこととするため、同項本文の規定を適用しないものとするものでございます。

以上、議案第 7 号につきまして御説明申し上げます。

続きまして、議案第 8 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明申し上げます。

定例会提出議案の 27 ページをご覧ください。

本件は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求等に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、議案第 8 号につきまして御説明申し上げました。何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（入江 貢） 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第 3 号から議案第 8 号までを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（入江 貢） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第 1 2、議案第 1 0 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第 1 3、議案第 1 1 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を廃止する条例制定の件」、日程第 1 4、議案第 1 2 号「平成 2 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第 1 5、議案第 1 3 号「平成 2 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び日程第 1 6、請願第 1 号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の維持、継続と保険料の引き下げを求める請願」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和） ただいま上程されました、議案第 9 号から議案第 1 3 号までにつきまして相互に関連しておりますので、一括御説明を申し上げます。

定例会提出議案の 3 0 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

なお、各市町から当広域連合事務局への職員派遣ローテーション表の案を議案第 9

号関連参考資料として配付しておりますので、御参照願います。

本件は、被保険者数の増加に伴う業務量の増加に対応するため、また情報システムの運用の適正化、国保連合会への事務委託範囲の適正化等の諸課題に対応し、またマイナンバー制度、データヘルス計画等の新たな取り組みにも対応するため、広域連合長の事務部局の職員定数を32人から34人に増員しようとするものでございます。

以上、議案第9号につきまして御説明申し上げました。

次に、議案第10号に関して議案書による御説明の前に、平成28、29年度における保険料率の改定案につきまして御説明を申し上げますので、別添の議案第10号関連参考資料、1枚ものでございますがご覧いただきたいと存じます。

後期高齢者医療の保険料でございますが、診療報酬の改定にあわせまして、2年に一度改定をされてございます。平成28年度、今回は4回目の改定となります。一人当たり医療給付費が増加していること、また、後期高齢者負担率が引き上げられることなどにより、保険料の増加が見込まれるところでございます。これに対しまして、広域連合の給付費準備基金を活用することによりまして、保険料の増加抑制を図っているところでございます。平成28、29年度の保険料率は、表1のとおり均等割額を現行の4万7,603円から6,944円増加した4万8,297円。これは年額でございます。

また、所得割率を現行の9.70%から0.47ポイント上昇いたしました10.17%へ、それぞれ改定をしようとするものでございます。今回の改定に当たりましては、保険料の上昇を抑制する趣旨から、広域連合の給付費準備基金のうち73億円を取り崩した結果、表2のとおり一人当たり平均の保険料額が305円、伸び率といたしまして、0.39%の引き下げとなっております。

なお、この保険料増加抑制措置を講じなかった場合では、表3のとおり4.59%の伸び率が見込まれておるところでございます。また、賦課限度額につきましては、現行どおりの57万円から変更はございません。

裏面をご覧いただきたいと存じます。

低所得者の方に対しましては、所得に応じて保険料を軽減しておるところでございますが、国の基準改定に伴いまして、低所得者の負担の軽減を図るために、2割と5割の軽減対象を拡大するものでございます。保険料軽減は、同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合に適用いたしますが、表4のとおり、被保険者数を乗じる金額を、2割軽減につきましては47万円から48万円に変更し、5割軽減につきましては26万円から26万5,000円に変更して、それぞれ所得基準額を引き上げようとするものでございます。

次に、不均一保険料率でございます。平成30年度以降は不均一賦課を実施しないこととしまして、平成28、29年度におきましては、激変緩和を図るため平成26、27年度の不均一賦課実施地域に限りまして、平成26、27年度の保険料率軽減割合の2分の1を平成28、29年度の軽減割合としたいと考えてございます。平成28、29年度のこの適用地区ごとの保険料率は表5のとおりになってございます。

それでは、定例会提出議案にお戻りいただきまして、32ページをご覧いただきたいと存じます。議案第10号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明を申し上げます。

本件は、平成28、29年度の保険料率を定めるものでございます。また、平成28、29年度の保険料につきまして、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定所得につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

またあわせて、医療の確保が著しく困難である地域に住所を有する、特定地域被保険者に適用される平成28、29年度の保険料率を平成26、27年度の軽減率の2分の1で算定したものに定めるとともに、平成30年4月1日をもって特定地域被保険者に適用される保険料率に関する定めを削除しようとするものでございます。

以上、議案第10号につきまして御説明申し上げます。

次に、議案第11号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例

基金条例を廃止する条例制定の件」につきまして御説明申し上げます。

定例会提出議案の40ページをご覧いただきたいと存じます。

本件は、国から交付を受ける高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の制度の変更に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第11号につきまして御説明を申し上げます。

次に、議案第12号「平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

定例会提出議案の41ページをご覧いただきたいと存じます。

本予算は、一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ15億1,333万4,000円とするものでございます。

それでは、別冊の平成27年度補正予算・平成28年度予算に関する説明書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

説明書の10ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金は、各市町からの共通経費負担金、第2款国庫支出金、第1項国庫補助金は、医療費適正化推進事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金、第3款繰入金、第2項特別会計繰入金は、長寿健康増進事業に係る特別調整交付金でございます。

次に、11ページをご覧ください。

歳出予算でございます。第2款総務費、第1項総務管理費の主な内訳でございますが、第12節役務費は郵送代等の通信運搬費用でございます。

12ページに移りまして、第13節委託料でございます。これは標準システムの運用、保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費でございます。19節負担金、補助及び交付金は、事務局職員の給与費負担金、市町が実施する長寿・健康増進事業の財源に充てる特別対策補助金等でございます。

以上、議案第12号につきまして御説明申し上げます。

続きまして、議案第13号「平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

定例会提出議案にお戻りいただきまして、44ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ6,770億9,050万9,000円とするものであります。

また、別冊の予算に関する説明資料にお戻りいただいて恐縮でございますが、こちらのほうの14ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算、歳出予算の主なものを御説明申し上げますが、まず、歳入予算でございます。第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金及び療養給付費負担金でございます。第2款国庫支出金は、療養給付費負担金等であり、保険料軽減特例措置の財源となります。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成28年度からは一般会計ではなく特別会計に計上いたしてございます。

次に、15ページにお移りをいただきます。第4款の支払基金交付金、これは現役世代からの支援金ということで、各保険者に負担をいただくものでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

歳出予算でございます。第1款保険給付費でございますが、これは後期高齢者医療にかかる療養諸費等ございまして、被保険者数の増によりまして3.6%の増となっております。対前年比でございます。

次に、第2款県財政安定化基金拠出金でございますが、平成28年度は、拠出は0となっております。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

第4款保健事業費でございますが、これは市町が実施をする歯科を含む健康診査に要する経費でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第13号につきまして御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（入江 貢） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） まず、議案第9号でございますが、職員定数条例の一部改正でございますが、今日いただきました資料を見ましたら、これから業務量が増えてくるということで34名にしますと、また2名増やしていくという表をいただいたわけですがけれども、高齢者は増えていきますし、どうしても職員が足らなくなるということでその経費が要るわけですがけれども、現状ではこの平成28年度、2名増ということで、これまでどおり十分な対応ができるのかどうか。平成29年度の一覧表もいただきましたけれども、これらについてはこのとおりで進むということにいけるということによろしいのでしょうか。伺っておきたいと思います。

それから、議案第10号でございますけれども、これは先ほどの補正予算のときに申し上げましたけれども、保険料の改定が行われまして、その都度引き上げとなってきたわけでありまして。これまでは剰余金と県の財政安定化基金を使っていたわけですがけれども、さまざまな状況の中から県の財政安定化基金については、今回は出さないと、県もなくなってしまうということで剰余金だけを使って保険料率の軽減を行っている。これはこれで評価するわけなんですけれども、ところが、なぜ剰余金がたくさんあるのかといいますと、2年前の見込みが違っていたと。これだけのたくさん剰余金ができるという見込みが恐らく立てておられない感じですね。次の保険料を引き下げるために、この際、保険料を高くしておいて剰余金をいっぱい出して、それを保険料の軽減に使おうというような考えをまず、考えておられなかったと思いますけれども、とにもかくにも、2年前の見込みが違ったことによって剰余金が増えてきたと、その剰余金を使おうということになっておるわけですがけれども、先ほども申

し上げましたけれども、この県の財政安定化基金、全国的にこれは厳しいところ、県や広域連合との話し合いの中で財政安定化基金が少ないところについてはもう出さないという方針が全国的に進められているのでしょうか。

確かに、県の財政安定化基金がなくなったら困るということもございますが、幸い55億円もあるわけですから、十分活用できるというように思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、通告しておりますように、今回の引き上げの改定、条例改正が行われておりますけれども、これを現状維持の所得割、それから、保険料率ですね、これを現状維持のままでいこうとしますと、あと財源としては幾ら必要なのでしょうか。以前ときは、確か県の財政安定化基金からあと15億円出してもらえれば、保険料は上げなくても済むというお話も御答弁いただいたのですけれども、今回はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

それから、議案第10号でもう一つは、医療を受けることが困難な特定地域の不均一賦課廃止の方向にあわせた改定でありますけれども、平成26年度の懇話会の資料にも出されておりました目を通したわけですが、やはり特定地域であります豊岡市、香美町の意見としては記載されていますように、違法性がない制度であるので継続してほしいとか、医療機関がなく受診機会が困難で無医地区の状況が変わっていないというふうにされています。このようなことで激変緩和として一気に廃止ということにはなっていないませんが、対象地域の実態を理解してこのような提案になったのかどうか。この点について伺いたいと思います。

次は、議案第12号です。一般会計です。先ほど説明がございましたが、市町負担金が前年度より9,400万円増となっておりますけれども、その理由はいかなるものだったかということと、職員の定数を増やすとありましたけれども、平成28年度予算では非常勤の嘱託職員、臨時職員賃金も増となっているわけですが、やはり現状では足りない。正職も臨時も嘱託もということの予算のようにとれるんです

けれども、いかがでしょうか。

それから委託料でございますが、委託料の軽減で経費節減をすべきだということで、事務局のほうもいろいろと業者と話し合いをする中で委託料軽減のために努力されてきたんですけれども、前年度は減額されておったんですけれども、前々年度と比較して。今年度は5,000万円増となっておりますが、その理由についてはいかがでしょうか。

あわせて平成28年度の議案第13号、特別会計でございますが、平成27年度の決算見込みの保険料ですね。改定による保険料との比較というのはわかりますでしょうか。伺いたします。

それから、保険給付費が前年、前々年度の比較から見て、大幅に増えているわけがありますけれども、平成27年度決算見込みはどうなっているのか、あわせて伺います。

もう1点は、健康診査費が前年度比較8,000万円増となっております。後期高齢者の健診を積極的に行うべきだということを広域連合としても各自治体に要請もしてきたわけですが、それが功を奏してこのような健診が増えてきたということで理解をしていいのかどうか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 多岐にわたってございます。順番にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、議案第9号に関するお尋ねでございます。職員増の提案も申し上げておるところでございます。これについて十分なのかというお尋ねでございます。私ども事務局でございますけれども、当初30名でスタートいたしまして、平成27年度に2名の増員をお認めいただきまして、また2名増ということで34名となっております。これは今後向こう10年を見据えまして、さらなる増員、組織の拡充が必要であると

いうふうに思っております。もともと私どもは30名でスタートしておりますけれども、全国と比較をいたしますと職員数30名というのは全国で11番目でございます。ただ、規模でいいましたら、全国6番目、あるいは7番目に位置しますので、規模からいうと少しまだ少ないと。ただ、被保険者数当たりの職員数で数字を出しますと、全国47都道府県中、46位でございます。これは少ない人数でやれているのかということでございますけれども、実態を申し上げますと、設立当初から国保連合会にかなり支援を仰いでございます。人数に換算いたしまして10名ぐらいでございます。これは国保連合会の支援を仰がなければ、当初この事務局40名からスタートしないと事務が回らないというような実態でございます。

今回、なぜ増員をするのかということでございますが、一つは、昨年度と同様の理由でございますが、まず被保険者数が冒頭連合長から御挨拶申し上げましたように、70万人に達するというところでございます。設立当初は56万5,000人というところで、もう15万人ほど増となっております。これから、10年後には100万人になるということで急激な増加が見込まれるということで、これへの対応が必要であろうということでございます。

それから、国保連の支援を仰いだということで申し上げましたが、今、情報システムの運営の関連で、国保連の職員に私どもの事務局に常駐いただいて、いろいろ技術的な支援をいただいているところでございます。これにつきまして、平成30年度に国民健康保険、国保が都道府県化するというところで、国保連から申し入れがございまして、今後は、平成30年度の国保の都道府県化、広域化に向けて、国保でのシステム開発等の仕事が出てまいりますので、そちらに傾注したいと。したがって、後期を支援するのは平成28年度以降は少し難しいという申し入れがございまして、これへの対応をとる必要があるということで、まず2名の増員をさせていただくことになってございます。

それから、もう1つ、国保連に支援を仰いでいる要素は、給付業務の一部といいま

すか、大部分を当初から委託をいたしました。これは標準システム、ちょっと細かく言いますが、標準システムに基づいて運用していますが、これは当初、容量不足ではないかという危惧がございまして、国保連にも同じシステムを設けており、給付に関する業務を国保連にお願いをしてまいりました。これも1つは、番号法、マイナンバーの制度が施行されることによって、いわば、今、保険者の役割を国保連がしていますが、マイナンバーを取り扱える行政機関が法律で定める保険者ということになっておりまして、国保連がそれに当たりません。したがって、マイナンバーの適切な管理ということになると、これはやっぱり見直しをする必要があるなということがございます。

もう1点は、申し上げましたように、標準システムが二元化しますので、どうしてもコストが高くなってまいります。後ほど、委託料のところでも、またお答えいたしますけれども、各市町からの職員だけで運営するよりもその分コストが高くなっていくのではないかなという現状でございます。

この10年近く国保連の支援を仰いで、そのおかげで今日まで無事にやってきてまいりまして、国保連には感謝を申し上げたいと思いますけれども、平成28年度以降、これまでのように、国保連に支援を仰いで事務局を運営していくというのが難しい体制になってございました。あわせて向こう10年を見据えて増員をしていくということで、今回は、単年度の定数条例改正でございますけれども、平成37年に100万人に被保険者がなってくることを見越しまして、今後とも各市町に職員の派遣について御協力賜りたいというように考えてございます。これもまた別途、それぞれ各市町にお伺いして、いろいろお願いに上がりたいと思っております。十分御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、議案第10号、保険料の改定に関しまして、財政安定化基金でのお尋ねでございます。これにつきまして、全国的な傾向ということでございましたが、これにつきまして、やはり本来の基金の性格に戻していこうと、厚労省もその考えを持

っておりますので、それをにらんで基金の活用のあり方を考えていく必要があるだろうという思いは各都道府県お持ちのようでございます。正確な数字は持ち合わせてございませんが、47都道府県中半分ぐらいが財政安定化基金の活用を広域連合に対して既に行っていない状況でございます。今後とも活用する都道府県というのは減少していくのではないかなと思ってございます。

厚労省も当面は保険料上昇抑制に使っていいということではございますけれども、ゆくゆくはこの活用方法というのは、あくまでも特例なので、恐らくなくなるのでないかということで想定してございます。私どもも、そういうときが来るということ想定した財政運営をしていく必要があるのではないかなというように考えてございます。

それから、次に、今回の改定を行わないとするための必要財源、幾らあればいいのかということでございますが、これはなかなか実は試算が難しくございます。と申しますのは、均等割と所得割からなっておりますので、所得割というのは被保険者の所得状況によって決まります。この所得状況が動いてまいりますので、どの時点で把握するかという問題がございますが、1つの試算ということでお尋ねがございましたのでお答えしますと、約57億円必要になってまいります。

それから、続きまして、不均一賦課についてのお尋ねでございます。これにつきましては、現在、豊岡市と香美町を合わせて8地区に適用されているわけですが、もともと特定地域、いわゆる無医地区です。医療資源が非常に乏しくて受診が困難だという指定があるのは、兵庫県内で8市1町20地区になります。その内の1市1町の8地区が適用でございますので、昨年度、この制度を見直すときに、8市1町の皆様にお集まりいただいて御意見もいただいたところでございます。豊岡市、香美町におかれましては、現在、適用されていますので、藤原議員、御紹介にあった御意見どおりでございます。他の市町につきましては、やはり制度として見直しをしていいのではないかという御意見もございまして、医療制度懇話会にて3回審議をいただき

ました。その結果、制度としては、やはり合理性をちょっと欠くのではないかということで、公平の観点からこれは見直しをすべしと。ただ、現在、適用されている方々もおられるので、激変緩和措置は講ずべきということで、今回の提案をさせていただきました。豊岡市、香美町におかれましては、経過措置も要望されておりましたので、それは実現する形でございますので、総合的に判断してやむを得ないかなという御意見を承りまして、今回、提案に至ったところでございます。御理解賜われればというように思っております。

それから、議案第12号に関するお尋ねでございます。市町負担金が前年度より9,400万円増となっていたその理由ということでございます。これにつきましては、後ほど、委託料増の説明とあわせて申し上げたいと思います。

まず、市町負担金増額、これも私ども運営経費全額、いわば、各市町の負担金によっているところでございまして、大きな要素といたしましては、一つは先ほど、定数条例でも申し上げましたように、事務局体制の拡充でございます。

それから、マイナンバー制度の対応ということでございまして、平成29年7月、これは各市町におかれましても同様でございますが、情報連携が開始をされます。これに向けて本格的な実施が始まるわけですが、システム上、中間サーバーの接続と所要の経費が発生をしております。

それから、委託料につきましてあわせてお答えしますが、医療費の適正化を推進するという観点から重複頻回受診者、これに対する訪問指導を行ってございますが、この委託料の増、あるいは、レセプトの二次点検ということで、これも外部に委託してございます。これにつきましても増を見込んでございます。額として大きいのは、先ほど申し上げました国保連合会に委託ということで、事務代行という名称でやってございますが、これがやはり被保険者数の増等によりまして経費が増えていくということで、3,000万円ほど増額になってございます。そういうのを合わせまして、市町負担金が前年より9,400万円増となっております。

ただ、今後とも経費の節減には努めてまいりたいというように考えてございます。
どうぞ御理解賜われればというように思います。

それから、次に、非常勤嘱託の報酬、それから、臨時職員賃金の増額理由という
ことでございます。これにつきましては、定数条例と合わせて人手不足なのかというお
尋ねでございますが、これにつきましては、増の要素といたしまして、産業医の設置
でございます。私どもは職員数32名でございますので、労働安全衛生法上、50名
を下回ってございますので、設置義務はございませんけれども、職員の皆様が派遣元
を離れて私どものところに来られてまして、要は、非常に特殊な職場でございます。
昨今、各自治体におかれましても、メンタルヘルス対応を拡充されているということ
ですが、職員数の多い、少ないにかかわらず、私どもも産業医の配置をいたしまして、
メンタルヘルス対応を拡充していきたいというように思っております。これまで神
戸市の産業医の先生に無報酬で委嘱してございますけれども、いつまでもそういうわ
けにはまいりませんので、外部の精神科医に委嘱をいたしまして、産業医として願
いしているところでございます。平成27年度からは執行対応してございますが、平
成28年度は当初予算から計上させていただいているということでございます。

それから、臨時職員でございますが、これにつきましても、情報システムの関連で、
2名増員をいたしますけれども、合わせて補助業務という観点から1名増をお願いし
ようというように思っております。あとは、個別の賃金単価の人事院勧告に伴う改
定を予定しているものでございます。

それから、議案第13号についてのお尋ねでございます。まず、保険料の比較とい
うことで、平成27年度の決算見込みと改定との比較ということでございます。先ほ
ど別紙で御説明申し上げましたように、一人当たりの平均保険料が平成28、29年
度は、7万7,109円になります。実は、均等割と所得割を両方上げるのに、なぜ
1人当たりが下がるのかという御質問があらうかと思いますが、これは平成26、2
7年度、両年度の保険料を平均したものと比較しますと、減少するというところで、特

に、平成26年度の保険料が前年度の所得が上がった経緯がございます。これは一時的な現象でございます。証券税制によりまして、平成25年末までは株式の譲渡益の税率が10%でしたが、平成25年末でそれが終了して20%にまた戻ることで、平成25年には通常より株式譲渡が多くされてございます。その結果、一時的に私どもの算定する所得が上がって、保険料が上がったところでございます。現実には、平成27年度、また基本的な傾向に戻りまして、平成27年度の決算見込みといえますか、この保険料を算定したときの平成27年度見込みで申し上げますと、1人当たり7万6,478円でございます。現在、平成27年度と比較いたしますと631円の増、伸び率で0.83%増ということでございます。

続きまして、保険給付費が前年、あるいは前々年度と比較して大きく増えているのではないかと御質問、あわせて平成27年度決算見込み如何ということでございます。これはやはり被保険者数がコンスタントに増加、3%程度増加をいたしますので、全体で医療給付費が6,500億円になっていますので、3%だけで200億円を超える額が毎年増加をしてまいります。これは自然増と言えないかと思われれます。平成27年度の決算見込みでございますが、予算額6,523億円に対しまして、6,476億円の見込みでございます。執行率で申し上げますと、99.27%ということ、ほぼ予算額どおりの執行になるのではないかなと思っております。ただ、予算との差が48億円ほどございますので、予算につきまして。絶対額からいうと非常に大きいのではないかとございまして、全体の規模が6,500億円の規模となつてございますので、わずかな差でもそれだけの額が出るということで御理解いただければと思います。

それから、続きまして、健康診査費のお尋ねでございます。前年度比較8,000万円増ということでございますが、その理由如何ということでございます。これもかねてより、これの受診率向上ということで御質問があったところでございますけれども、少しずつではございますが、受診率がアップしてございます。したがって、

受診者数が増してございます。平成27年度と比較しまして受診者数の見込みで3%の増でございます。もう一つの増の要素といたしまして、国の補助単価、これが増額をするのではないかと見込んでございます。これが8%弱を見込んでございます。単価そのものがアップということではございませんでして、これは細こうございますけれども、集団健診、あるいは、個別健診、受診される被保険者が課税世帯か非課税世帯かということ、それに加えて介護保険の生活機能評価をしているかどうかということで、これまで8種類の補助単価がございました。それが今回見直しをされまして、介護保険の生活機能評価、これが廃止をされましたので、その検査がなくなりましたので、集団健診、個別健診、被保険者の課税、非課税の区別の4種類の補助単価になりまして、従来、生活機能評価を合わせてするやり方について補助単価が低くございました。その補助単価がなくなりまして、いわば、高いほうの補助単価ばかりになりましたので、細かいですけれども、今度、5,600円ほどの補助単価になります。平成27年度は5,200円を見込んでございましたので、400円ほどアップします。被保険者の増と補助単価のアップによりまして、トータルで8,000万円増になるということでございます。

ちょっと細かな説明になって恐縮でございますけれども、以上でございます。

○議長（入江 貢） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 一括審査になっていきますので、非常に細かな質問事項になりまして申しわけございません。

議案第9号につきましては理解をいたしました。それから、議案第10号の件でございますけれども、いわゆる条例改正ですね。57億円、今回の保険料改定を行わないための必要経費は57億円と御答弁いただいたのですけれども、これは総トータルで57億円ということなののでしょうか。これ、今以上にあと57億円必要だということなののでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

それから、一般会計の予算でありますけれども、かなり広域連合の場合は国保連合

会に支援してもらいながらやっているということもありますので、先ほどありましたように、これからは国保連合会も厳しくなってくるということから、職員数はかなり業務量が増えるから増やさなければならないという見通しでよろしいのでしょうか。条例改正も職員定数も一緒に絡むのですけれども、そのような答弁をお聞きしたわけですけれども、先ほど各自治体を回って職員の派遣をお願いしたいということでしたけれども、これまで平成29年度では、また2人増やすとなっていますけれども、それ以上の職員を増やしていかなければ対応ができないということで理解してよろしいのか伺いたいと思います。

それから、特別会計の予算でございますけれども、財政安定化基金が皆減となっているわけですね、今回の予算では。今まではあったのですけれども。当局の説明では、要望したが準備基金の活用により、保険料の上昇幅を前回より抑制できるから交付されないということをお聞きしたわけです。ということは、2年ごとで保険料見直しをしていったら、引き上がるのが当然のことだという考え方なのですね。だから、前回よりも上げ幅が少ないから安定化基金を使いませんよと。安定化基金を従来どおり使っておれば、もっと保険料を引き下げることができたわけですが、今言いましたように、このままでしたら2年ごとに保険料が上がるのは当たり前だと、前回よりも上昇幅が少なかったらそれでいいのではないかというふうな姿勢にしか見れないのですけれども、これらについて加入者のことを考えて県のほうに強くなぜ求めなかったのかというふうに思いますが、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） まず、保険料に関してのお尋ねで57億円とお答えしましたが、それが全体なのか追加なのかということでございますが、これは追加でございます、73億円に加えて57億円を投じますと所得割が据え置き、均等割が少し下がるというレベルなのかと思っております。

それから、2点目でございます。職員のことでございますけれども、今以上の体制

が必要なのかということでございます。これもなかなか、100万人を見越して、業務の積み上げをして何人という積算は実際には難しくございます。私どもが今考えてございますのは、全国比較で46位と申し上げました、被保険者数当たりの職員数などの程度の規模で考えるかというのが一つの目安かなと思ってございます。これは私どもより、兵庫広域より規模の大きい愛知県、あるいは神奈川県、80万人、あるいは90万人に既に達している。東京都というのは130万人ですので、東京都は65人なのですけれども、そこまでは兵庫広域はいきませんので、80万人、90万人を見越したときにどうなるかと、愛知県と神奈川県でいいますと、被保険者10万人当たり5人という数字が大体目安としてございます。これでいいますと、80万人のときに40人ということになりますが、一定の業務が必要ですので、一定数を越えたときの目安ということでいうと、90万人になったときにいいますと、10万人当たり5人ということだと45人、100万人になると50人、50人規模を想定していく必要があるのではないかと考えてございます。これに加えますと、マイナンバーにおいても、これは各市町、国保にもかかってきますが、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせるとか、こういうことも言われていますし、あるいは、データヘルス計画、これにつきましても、健康づくり、予防の充実ということでさらにいろいろな保険者としての取り組みの要請が出てまいるように思っております。それと、国保の都道府県化がどういった影響を後期に与えてくるのか、これもやっぱり見越しておく必要があるのかなと思ってございます。

ですから、向こう10年、2025年の被保険者100万人のときを見越して、順次、拡充をしていく必要があるのではないかなと。これにつきましては、現行の市町の派遣ルール、見直しを少しさせていただきたいなというように思っております。これは各29市12町に応分の貢献をいただくということしかございませんので、この場で申し上げるのが適当かどうかわかりませんが、いならば、ゆくゆくは各市から常時1名以上派遣いただく、町におかれても現行1町から2年ということ

すけれども、これももう少し増やしていただけないかなということで考えておるところでございます。

平成29、30年度で養父市から職員を市のグループのうち最後に派遣をいただきますけれども、これをもちまして、今のルールで一巡をいたします。一巡をするのを契機に改めて、派遣のルールについて新たなルールを提案させていただきたいなと思っております。それまで何もしないというわけにはいきませんので、冒頭で山中連合長のほうからお礼を申し上げましたけれども、個別に御協力いただける市には派遣の協力をいただく。派遣年数2年を3年にさせていただくとか、あるいは派遣の時期を前倒しにさせていただくということをお願いしたいなと。これは41市町で成り立っている広域連合でございますので、構成市町のお力を借りるしかないのではないかとこのように思っております。今回は、平成28年度の定数条例改正ということでございますが、今後とも組織の拡充につきましては、機会を捉えまして、また、個別にお話をさせていただいてお願いに上りたいというように思っております。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、次に3点目でございますが、県の財政安定化基金。これにつきましては、要望をしたけれどもそうならなかったのではないかとこのことで、保険料改定が、引き上げが当然と思っているのではないかとこの御指摘でございます。これにつきましては、保険料、基本的にまず、1人当たりの医療費がどうなっているかということでございます。これは昨今、鈍化してございます。制度発足当初、1人当たり1年に3%ぐらい伸びていましたので、十何%の伸びを想定されるというところでしたが、ここ最近では1年当たり1%台に鈍化をしてございます。ただ、医療技術の高度化とか、高額な薬品が開発されるとか増の要素がございます。これはやはり自然増と申しますか、伸び率は低いですが、上がっていくのではないかなと思っております。よほど診療報酬の引き下げをされない限りは上がっていくのではないかと。加えまして、高齢者の負担率、これは高齢者と現役世代の人口の割合で高齢者の75歳以上の方の

持つ割合を2年ごとに改定していますが、高齢者が75歳以上の方は増加が著しい、74歳以下の方はむしろ人口が減っていくということで、この関係でやはり2年ごとに改定をされています。これも増要素でございます。これについては、私どもは厚労省に対して、算定の仕方について見直しの要望をさせていただきますけれども、厚労省といたしましてはこれだけではなくて、高齢者の負担割合のあり方、現役世代の負担割合のあり方、そして、公費負担のあり方、総合的に考えるときに、やはり見直しというのは行うことになるだろうと、そういうお答えをいただいております。基本的には上がっていくということにならざるを得ないのではないかと。私どものところでそれを上げる下げるといふ、当事者能力はございませんので、いかにその見込みを少なく見込めるかということでございます。それと剰余金といいますが、基金の残高の見込みが違ったのではないかとこの御指摘でございました。これは112億円弱ですけれども、過去ない分でございますけれども、大きな要因といたしまして、国の調整交付金です。これがやはり2年分を合わせまして60億円ほど多く入ってきてございます。これは見込みというよりも、見込みのしようがございませんでして、国からの指示された係数に従って見積もるといふことで、最終的に年度末になって国から、幾らくるかということがわかります。結果として多く交付されたところでございます。これも全国で財政調整をするということでございますので、全国の割合でいうと12分の1ということがあるのですが、個別には幾らくるかわかりかねます。兵庫広域はむしろ全国平均よりも所得が高いので、調整交付金が12分の1を下回る可能性が非常に大きいです。今回は、調整交付金が思ったよりも60億円ほど多かったですけれども、これがいつ逆転するかもわかりません。そういう不安定要素がございまして、それで60億円で、医療費の見込みの違い、これで30億円ほどかなと思います、2年合わせまして。これも鈍化傾向にございまして、大きくそこで出てくることは、今後見込めないと思います。3%見込んでいるときはそれが2%になったら1%分出てきますけれども、1.何%で見込んでいる部分はほとんどそこで出てこないのではないかな

と、今後、やはり独自の剰余金を多く見込めませんので、より慎重に、中長期的観点から財政運営していく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（入江 貢）質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、これを許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。登壇の上、御発言願います。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） 私は議案第10号、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第13号、平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、年金生活者、低所得者が多い75歳以上の高齢者をそれまで加入していた公的医療保険から引き離し、別立ての医療制度に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるという世界でも例のない制度となっています。政府はその根本的欠陥に目を向けず、制度を存続させていくことに問題がありますし、医療費と高齢者の増加により、限りない負担増が迫られることとなります。75歳以上の高齢者は収入が限られてしまい、厳しい生活状況になります。その高齢者の命にかかわる後期高齢者医療制度では、制度が当面存続する以上、保険料の負担を軽減し、医療を受けやすくすることが鉄則ではないでしょうか。

ところが、平成28年度、29年度の保険料改定案は均等割を年額で現行の4万7,603円より6,944円引き上げ、4万8,297円に、所得割を現行の9.70%より0.47ポイント引き上げ、10.17%にするという案であります。被保険者1人当たりの年平均保険料は現行平成26、27年度の7万7,414円より3,051円下がって、7万7,109円になるとされていますが、平成26年度の所得が高かつ

たこと、5割、2割軽減の対象者が増えること、2年前の改定が大きかったことによるものと説明がありました。保険料が上がるのは医療給付費の増加と後期高齢者医療負担率が10.7%から10.99%に引き上げられたことによるものです。保険料を抑制するために前年度までの剰余金を積み立てている給付費準備金111億2,000万円から73億円を取り崩すことにしています。

一方、兵庫県が積み立てている財政安定化基金が55億円ありますが、兵庫県に対して基金を保険料抑制に使うことを要望して協議してきたけれど、今回は広域連合の基金を取り崩して、保険料を抑えることができるために県の基金が使われないことになりました。収入によりまして、保険料が下がる世帯もありますが、9割、8.5割軽減の低所得者や平均的な厚生年金受給者などは引き上げになります。これらの人を含め、県の財政安定化基金を活用することにより、保険料は抑えることができたのではないのでしょうか。このままでは収入の限られた高齢者の負担は重くなるばかりであります。

また、保険料の普通徴収の対象者の多くは、月額1万5,000円以下の年金受給者、もしくは介護保険料との合算で年金の半分を超える方であり、無年金、低年金の方々であります。保険料を滞納している人たちに対して、資格証や短期保険証の制度がつけられました。病院窓口での全額負担となる資格証明書の発行はされておりましたが、有効期限が短い短期保険証の発行が行われております。有効期限が切れているにもかかわらず、保険証が手元にないということで医療機関への受診が遅れることになる可能性もございます。滞納者から保険証を取り上げないようにするとともに、滞納者に対しては特段の配慮を行い、相談活動など生活全般を支援する対応で保険証がなく医療が受けられない高齢者がないようにすべきであります。高齢者に冷たい現行制度の弊害を少しでも軽減するには、高齢者の実態把握に努め、保険料軽減などの取り組みが必要となってまいります。75歳以上の高齢者の実態をきちんと把握し、高齢者の生活の困難軽減に力を注ぐこと、健康診査の受診率向上や人間ドックの助成の

充実を求め、討論といたします。

○議長（入江 貢）議案に対する討論は終わりました。

次に、日程第16、請願第1号について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番、大眉議員。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） ただいま議題となっております請願第1号について説明をさせていただきます。

この請願は、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持、継続と、保険料の引き下げを求めるものであります。後期高齢者医療制度は75歳以上の人口の増加と医療費増が全ての世代の負担や保険料に直接はね返る仕組みとされており、2008年度の制度導入後、既に3回にわたり保険料が値上げされ、さらに今回2016年度と2017年度の保険料の引き上げが行われようとしています。政府は被保険者の半数を超える865万人に適用されている保険料軽減特例措置を2017年度から廃止しようとしています。当広域連合の被保険者数約69万人のうち、保険料軽減特例措置の対象者は9割軽減、8.5割軽減の対象者、後期高齢者になるまで被扶養者だった方などを入れると約36万人で、実に52%の方々が特例措置を受けています。これらの方々は夫婦世帯で夫の年金収入、年80万円以下で9割軽減、80万円から168万円以下では8.5割軽減の対象者で、極めて低所得の世帯です。この措置が廃止されれば、保険料は2から3倍に、被扶養者の方で10倍になるケースもあると言われています。だからこそ、当広域連合におかれましても、昨年7月に広域連合長名で厚生労働大臣に対し、保険料軽減特例措置について国の負担による現行の特例措置を維持、継続されたいと要望されています。また、消費税増税、介護保険料など社会保障にかかる高齢者の負担は増え続け、電気、ガスなどの公共料金をはじめ、諸物価の値上げがされる一方、特例水準解消に続くマクロ経済スライドの導入により、大幅に年金が引き下げられるなど、高齢者がおかれている厳しい生活実態のもとで、高齢

者の生活は大変苦しくなっています。

以上の点から、保険料軽減特例措置を維持継続するとともに、国の公費負担率の引き上げ、兵庫県の財政安定化基金の活用などで保険料を引き下げするように求める請願であります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（入江 貢） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 請願第1号につきまして御説明申し上げます。

本件は、国の予算措置により実施されている保険料軽減特例措置につきまして、現在、見直しを検討されておりますが、その軽減特例を継続すること及び保険料の引き下げを求めるものでございます。

まず1、保険料の軽減特例措置の維持、継続、恒久化についてでございますが、当広域連合といたしましては、これまでも現行制度による保険料軽減の特例措置については、安定化を図る観点から恒久的な制度とし、財源についてもこれまで同様全額国庫とするよう全国協議会を通じて国に要望してまいりました。

昨年7月に当広域連合単独で国の負担による現行の軽減特例措置を維持継続されたいとの要望を国に対して行ったところでございます。

また、11月には全国協議会で1、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、2、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な変化とならないようきめ細やかな激変緩和措置を講ずること、3、実施時期等、具体的な内容について、早期に示すことを要望したところでございます。

次に、2、保険料の引き下げについてでございますが、医療給付費等の費用の約1割を保険料で充てることとされております。制度施行以降、医療給付費は増加し続けており、近年の伸び率は鈍化しているものの、さらなる高齢化の進展や医療技術の高

度化などにより、今後も増加する見込みでございます。

また、人口構造の変化に伴い、国において医療給付費等の費用のうち保険料で負担する割合である後期高齢者負担率が2年ごとに引き上げられており、今回の改定に当たっても現行の10.73%から10.99%に引き上げられましたが、これも保険料の上昇要因となっております。このようなことから、保険料を引き下げることは困難でございます。給付費準備基金、また財政安定化基金による保険料の上昇抑制につきましては、中長期的な観点から行っていく必要があると考えており、このたび保険料率を改定するに当たって、給付費準備基金73億円を取り崩して、保険料の急激な上昇を抑制したところでございます。兵庫県の財政安定化基金の活用につきましては、平成30、31年度の保険料率改定に当たって改めて協議をしたいと考えております。今後とも、保険料軽減や被保険者の保険料が過度にならないよう公費による一層の財政支援を求めることについて、機会を捉えて引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、請願第1号につきまして御説明を申し上げます。

○議長（入江 貢） 紹介議員の趣旨説明及び執行機関の説明は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、藤原議員。登壇の上、御発言をお願いします。

（藤原議員 登壇）

○23番（藤原敏憲） 私は本請願に対して賛成の立場で討論を申し上げたいと思います。先ほど趣旨説明がございましたように、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足当時から多くの矛盾があり、高齢者から強い批判があったことは御承知のとおりであります。これらを受けて、保険料の軽減策として、9割、8.5割軽減などをつくったものであります。

しかし、この軽減措置も年数がたてば、大体、国のやり方はこうなのですが、最初はやりますけれども、年々この軽減措置を廃止していこうという動きが強まって

きていることは御承知のとおりであります。2年ごとの保険料の見直しでは当たり前のように引き上げられようとしているわけでありまして。今回の請願は、問題点はあってもこの制度がある以上、保険料は納めなければならないことは誰も理解している。その中で、高齢者の生活実態を考慮して少しでも保険料を引き下げてほしい、引き上げを抑えてほしいという要求であると考えています。

今回の請願の趣旨は全国、それから、兵庫県広域連合も要望書を提出しております。厚生労働大臣、兵庫県知事、兵庫県議会議長、何回となく提出してきた要望書の趣旨と全く同様のものであります。広域連合の要望書の趣旨を見てみますと、保険料率改定においては保険料抑制財源として、財政安定化基金を活用できるようにすることに加え、新たな財政支援制度を創設して欲しい。また、国庫負担率を増加してほしい。さらに、低所得者等に対する保険料軽減特例措置は現行制度を維持してほしい。また、保険料率改定に当たっては、被保険者負担軽減のために十分な金額を交付してほしいというものであります。

このように、今回の請願の趣旨は広域連合が求めるものと同一の内容のものでありますし、もし、広域連合が提出するものは認めるが、団体等が提出するものは認められないと、もしでありますけれども、されんとするならば、請願権そのものの意義が問われる問題ではないかと考えております。先ほど事務局の説明でもございましたが、保険料の引き下げについては、後期高齢者の負担率も上がってきて、保険料を引き下げることは困難だと申し上げましたけれども、やはり議会、広域連合としては、国や県に対して保険料を下げしてほしい、これ以上上げないでほしい、国の軽減措置はずっと継続してほしいという要望をしているわけですから、何ら広域連合の要望趣旨と今回の請願が変わっているものではないと、このように考えております。請願は法で認められた権利であり、今回の請願の趣旨を真摯に受けとめていただき、採択していただきますことを強く求めまして、賛成討論といたします。

○議長（入江 貢） 請願に対する討論は終わりました。

本件について、ほかに発言の通告もありませんので、これより順次お諮りをいたします。

まず、議案第9号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(入江 貢) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

(10番 齋藤議員退席)

○議長(入江 貢)

次に、議案第10号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(入江 貢) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

(10番 齋藤議員着席)

○議長(入江 貢)

次に、議案第11号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(入江 貢) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(入江 貢) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(入江 貢) 起立多数でございます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号を起立の方法をもって採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(入江 貢) 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第17、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、大眉議員。自席での御発言をお願いいたします。

○16番(大眉 均) それでは、通告に従いまして、低所得者に対する保険料軽減特例と保健事業について質問させていただきます。

まず、低所得者に対する保険料軽減についてでございますが、先ほども請願がありましたように、低所得者に対する軽減措置として、均等割については7割、5割、2割軽減という3種類の上に、特例措置として1.5割乗せて8.5割、あるいは、所得要件によって9割軽減とされています。それから、7割軽減のほかに、低所得者の所得割で賦課のもととなる所得金額58万円以下、年金211万円以下の方の5割軽減、それから、74歳までの被扶養者の均等割を9割軽減という特例措置がございますが、政府は来年2017年度からこれを廃止しようというふうな方向でございますけれども、この当広域連合におきまして、対象となる人数、またその影響についてはどのようなものがあるのか、お示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、今、国のほうでは2017年と申しましたけれども、そういう動向があるわけでございますけれども、この動向につきまして、今掴んでおられる範囲というのはどういうものなのか。それから、軽減策を継続するということについて、繰り返

し要望をされておりますけれども、今後、この要望を強化していく必要があるのではないかとと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

次に、保健事業についてでございますが、健康診査事業が実施をされておりますが、各市町におきましては、受診率がそれぞればらつきがございます。実施をされている内容と、それから、受診率向上の対策についてどのようにされようとしているのか。とりわけ広域連合としては、40歳以上の健康診断とは違って、強制義務ではないということでございますけれども、広域連合としての方向性というものが示されなければならないというふうになっております。そういう点でどういうふうな方向性を示されようとしているのかお尋ねをいたします。

それから、歯科健診につきましては、平成27年度が33市町でありましたけれども、平成28年度は全部に実施していただくようにしたいというような御意向もございましたけれども、どのような状況になるのかお尋ねをいたします。

それから、これからは予防とか健康づくりというものが大切になってこようかというように思います。各市町でもそういう取り組みが行われておりますけれども、この健康づくり、あるいは予防についてどんな取り組みをされようとしているのかお尋ねをいたします。

○広域連合長（山中 健） 私のほうから国の動向と要望強化についてお答えをさせていただきますと思います。

国の動向でございますけれども、平成26年6月の閣議決定によりまして、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めるとされておきまして、また、昨年1月の社会保障制度改革推進本部決定におきましても、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとされておるところでございます。

また、軽減特例措置の継続につきましては、昨年6月の全国の連合長会議にも私も出席をいたしまして、その席上、厚労省に対して要望をすることをおこなわせていただきましたし、また7月には本広域連合単独で、そして、11月にも全国協議会を通

じて要望を行うなど、本広域連合といたしましても継続的に国に対して要望を行っているところでございます。今後につきましても、折に触れ低所得者、また被保険者の負担軽減のために要望を行っていきたいと思っておるところでございます。その他の御質問につきましては、事務局長からお答えをさせていただきます。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 私からお答えをする前に少し先ほどの答弁を訂正させていただきます。

剰余金ですが、給付費準備基金の好転要素で調整交付金が60億円と申し上げましたけれども、2年間で79億円でございます。調整交付金の増加交付ということで79億円分好転要素としてあるということで、訂正をさせていただきます。

それでは、大眉議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、軽減特例の影響でございます。当広域連合におきましては、被保険者数、平成27年9月末の保険者実態調査の時点で69万人でございます。そのうち36万人が特例軽減の対象者でございます。

それから、次に、国の最近の動向についての御質問でございました。これにつきましては、今回の保険料の算定に当たりまして国から通知があったわけでございますけれども、現段階の国の考え方ですが、保険料軽減特例については、平成29年度から原則、本則に戻すこととしているが、激変緩和措置の具体的な見直し内容については現時点では未定であり、今後検討することとしているということでございます。方針が決定次第お伝えをするということでございまして、現在、まだ定かになってございません。

それから、保健事業についてのお尋ねでございます。

まず、健康診査の受診率でございます。これにつきまして、広域連合での方向性というお尋ねでございます。現状を申し上げますと、受診率というのは少しずつではございますが上がってきてございます。健康診査事業につきましては、平成27年度見

込みで17.85%。前年が16.02%ということで、少しずつではありますが上がってきてございます。目標を県内で20%においてございます。老人保健法時代の数値に何とか戻そうということで、41市町に今、いろいろ御尽力いただいているところで、少しずつですがアップしてございます。

ただ、41市町、それぞれ受診率の違いがございまして。これは低いから多いからということについて何かコメントするわけではございませんが、事実を申し上げますと、一番低い数字が3.9%、平成26年度の実績でございまして。41市町中、一番少ないのが3.9%、一番多い市が39%ということで開きがございまして。ちなみに国保で実施をされている特定健診、こちらが一番低い市町を見ますと19.8%、一番高いところで47.5%ということでございまして、特定健診のほうは御案内のように法律で義務化されてございますし、場合によってはいわゆるペナルティーというものがございまして、各市町におかれては、この数字について、向上について努力されていることだと思います。健康診査はどうしても大眉議員御指摘のように、法律が努力義務ということもございまして、どうしても財政的支援が弱いということがなきにしもあらずでございまして。特定健診に比べまして、各市町の順に違いが大きくございまして、4%から39%までということでありますので、これにつきましては、各市町、保険料、健康診査の財源の3分の2が保険料で賄ってございまして、できるだけ41市町が同じようなレベルに達していただきたいなということで思っております。41市町、それぞれ受診率向上の計画を立てておられまして御努力をされておられますので、これはなかなか後期高齢者の担当セクションだけでは難しいと思っております。健康部門、ひいては財政部門の支援がないとなかなか、やればやるだけ赤字だという声もございまして、やはり特定健診と同様、75歳以上についても、各市町におかれては健康診査に御尽力いただけたらなと思っております。私どもとしても、そういうことで御支援をしてまいりたいというように思っております。

それから、保健事業の2点目でございまして。歯科健診でございましてけれども、実施

状況如何ということでございます。これも平成26年度から国庫補助制度が始まりまして、平成26年度は41市町中、20市町が実施をされました。平成27年度、10月現在でございますけれども、33市町、13市町増加してございます。平成28年度でございますが、これは各市町から、またこれから予算審議の議会が控えておられますけれども、今、考えておられるのはこれに加えて3市町、合計36市町が実施をされるというように見込んでございます。できるだけ、これも保険料負担してございますので、あと、5市町できるだけ早く実現をいただきますように、御尽力賜わればというように思っております。

それから最後、3点目でございます。予防健康づくりが今後大切な広域連合での取り組み如何ということでございます。これにつきましても、これは兵庫広域だけということではございませんけれども、昨年度、医療保険制度改革がございました。大きな中身としましては、国保の広域化ということございました。後期高齢者医療制度について余り改正はなかったのですが、一つだけ、保健事業につきまして、法文が改正されてございます。努力義務はそのままなのですが、健康診査等を実施することに加えまして、保健指導並びに健康管理及び疾病の予防にかかる被保険者の自助努力についての支援、各被保険者がいろいろ健康増進に自助努力されることについて広域連合として支援をする努力義務が課されたというのが昨年の医療保険制度改革でございます。

これまで、生活習慣病の早期発見、予防していく、あるいは重症化を防止していくということが一つの柱でございましたが、それに加えまして、後期高齢者の特性に応じた対応、いわゆる虚弱になっていく、あるいは筋力が低下をしていくということで骨折をしやすいつか、そういう特色がいろいろございます。そういう特性に応じた保健事業をいかに展開していくかということが、これからの課題になっていきます。これは健康診査と同様に、広域連合が直接に何かを実施するというのは極めて困難でございます。41市町におかれて、それぞれが75歳以上についても新たに高齢者の特性

に応じたヘルス事業を展開いただけるように、私どもとしては支援してきたいと思っています。支援の方法としましては、私どもとしては自主財源がございませんので、国の財政調整交付金、これは先ほどの調整交付金とは別に、特別調整交付金となっております。総額で兵庫広域で1億7,000万円ほどの受け入れをしてございますけれども、これについては先駆的な保健事業について全額の10分の10、国から交付がされます。41市町におかれては、例えば、歯科健診でも在宅の方で通院が不可能な方を訪問して指導するといったことについてお考えの市町が41市町の中におられるところがございます。それに対して、国に申請をして特別調整交付金を交付してもらえるようにするとか、私どもとしましては41市町を総括して一種窓口機能的なものを国に対して果たしていくということをしていきたい。また、国の制度、新たに設けられた制度を41市町にお伝えをして、そのままできるだけ取り組んでいただけるようなPRをしております。

それから、もう1つ大きな役割として、41市町でつくっている広域連合でございますから、41市町の担当者の方が一堂に会する機会、私どもも持つことがあります。その場で隣接する、少し離れていても同じ仕事をされる専門職の方、あるいは職員の方が意見交換、あるいは情報収集をしていく、そういう場づくりというのは、私どもは今後ともしてまいりたいと思っています。

何にもまして41市町での取り組みというのが、まず前提になってまいりますので、今後ともどうかよろしく願いいたしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（入江 貢） 16番、三木市 大眉議員。

○16番（大眉 均） 軽減特例につきましてお答えをいただきましたが、国は平成29年度から実施をするという方向というものが言われておって、実際のところ、このたびの平成28年、29年の保険料算定の中でどのようにされたのかというと、今のところ、現状維持の形で保険料算定には反映されていないというように思うのです。

そうしますと、緩和措置といいますか、激変緩和でやられるとしても、大きな影響が生まれてくるというのははっきりしていると思うのですね。特に、今、軽減特例を受けておられる方が低所得の方でありまして、それがなくなったら、大きな負担になってくると。いくら緩和措置がやられても2年に1回保険料が引き上げられて、それが今度は特例措置がなくなるということで、こういう厳しい事態になるというのははっきりしているわけですね。国の動向を見守りたいだけではなくて、もうあと1年、つまり、今年の夏ぐらいいまでは国の方針が決まってくるかもわかりませんから、そういう点からいいますと、もっと一致して軽減特例を守ってほしい、恒久化してほしいというこれまでの主張をぜひ展開していかなければならないというものですけれども、この辺についてもう一度、連合長のほうからお答えをいただけたらと思います。

○議長（入江 貢） 山中広域連合長。

○広域連合長（山中 健） 先ほどもお答えしましたように、被保険者の負担軽減のために私も含めて全国協議会を通じ、要望活動を行っていきたいと思っております。

○議長（入江 貢） 大眉議員。

○16番（大眉 均） どうぞよろしく申し上げます。

それで、保健事業につきまして、平成26年3月に厚生労働省から通知がありまして、この歯科健診とか、データ環境の整備等につきまして、特にデータヘルス計画を作ろうということになっておりますけれども、これからは健康で長生きという時代になってくると思います。そういう点では、各市町の取り組みというのは非常に大事だということのように思いますけれども、やはり広域連合としてこういう計画を持っておられるわけですから、ぜひ、この辺でのアンバランスといいますか、先に進んでおられる方の特徴なんかもお伝え願って、ぜひ、この保健事業を受診率引き上げと同時に、いろいろな取り組みについても、ぜひ主導していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（入江 貢） 土井事務局長。

○事務局長（土井義和） 御指摘ございましたデータヘルス計画でございますが、平成27、28、29年度の3カ年、これは厚労省から告示が出まして策定をいたしました。平成30年度からの3カ年は本格的計画に移行し、平成27、28、29年度は助走的な計画だということで御指示がございました。これも策定過程に当たりまして、41市町といろいろ御意見を承りながら進めていったところでございます。今後とも、計画の実施に当たっては41市町の皆様方と連携を図って進めてまいりたいというように思っております。

それから、先駆的な事業につきまして、先ほど在宅訪問診療という一つの例を挙げました。また、別途特にフレイルということが最近言われてございますが、虚弱であったり、筋力の低下について相談事業を実施されたり、あるいは運動指導を実施しようとお考えの市町も出てきております。そういったケース、41市町の皆さんに御紹介する機会もまた改めて設けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（入江 貢） 質問は終わりました。

ここで議事の都合により、副議長と交代をいたします。

○副議長（遠山 寛） 日程第18「議長の辞職」を議題といたします。

本件は、入江議員から議長辞職願が提出されましたのでお諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、入江議員の退席を求めます。

（入江議員 退席）

○副議長（遠山 寛） お諮りいたします。入江議員の議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（遠山 寛） 御異議なしと認めます。

よって、入江議員の議長辞職は許可されました。

退席中の入江議員の入場を許可します。

(入江議員 入場)

○副議長(遠山 寛) 入江議員から御挨拶があります。

(入江議員 登壇)

○20番(入江 貢) 議長の退任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

私は、昨年の10月15日に広域連合議会議長に就任いたしました。その間、議員各位には、格段の御理解、御協力をいただきましたことを、心からお礼を申し上げます。簡単でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○副議長(遠山 寛) 御挨拶は終わりました。

次に、日程第19「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(遠山 寛) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(遠山 寛) 御異議なしと認めます。

よって副議長において、議長に14番、西脇市の片山議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(遠山 寛) 御異議なしと認めます。

よって、片山議員が議長に当選されました。本席から当選の告知をし、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

(片山議長 登壇)

○議長 (片山象三) ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして、広域連合議会議長につくことになりました片山でございます。皆様方の御協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じ上げます。御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長 (遠山 寛) 御挨拶は終わりました。この際、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

○議長 (片山象三) 日程第20「副議長の辞職」を議題といたします。

本件は、遠山議員から副議長辞職願が提出されておりますので、お諮りするものがあります。地方自治法第117条の規定により、遠山議員の退席を求めます。

(遠山議員 退席)

○議長 (片山象三) お諮りいたします。遠山議員の副議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (片山象三) 御異議なしと認めます。

よって、遠山議員の副議長辞職は許可されました。退席中の、遠山議員の入場を許可します。

(遠山議員 入場)

○議長 (片山象三) 遠山議員から御挨拶があります。

(遠山議員 登壇)

○38番 (遠山 寛) 副議長退任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。私は、皆様方に御選任いただき、広域連合議会副議長に就任いたしましたが、在任中、議員各位には、格段の御理解、御協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。簡単でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

した。

○議長（片山象三） 御挨拶は終わりました。

次に、日程第21「副議長の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 御異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に39番、佐用町の庵途議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 御異議なしと認めます。

よって、庵途議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

（庵途副議長 登壇）

○副議長（庵途典章） ただいま、議長から指名をいただき、副議長に就任をさせていただきます佐用町の庵途でございます。片山議長のもと、副議長としての使命を果たさせていただきたいと思っております。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（片山象三） 御挨拶は終わりました。

次に、日程第22「同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の

件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、28番宍粟市の福元議員の退席を求めます。

(福元議員 退席)

○議長(片山象三) 提案理由の説明を求めます。山中広域連合長。

(山中広域連合長 登壇)

○広域連合長(山中 健) ただいま上程されました、同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件について、御説明申し上げます。定例会提出議案の47ページをお開きください。

本件は、平成27年第1回定例会で選任いたしました岡田議員が、監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、宍粟市の福元議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(片山象三) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片山象三) 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の福元議員の入場を許可します。

(福元議員 入場)

○議長(片山象三) 次に、日程第23「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年としておりますので、同条例第3条の規定により、議長において、1番神戸市 玉田議員、16番三木市 大眉議員、24番丹波市 鬼頭議員、26番朝来

市 多次議員、33番播磨町 三村議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片山象三) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。議員におかれましては、終始慎重なる御審議賜り、また議事進行に御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、御挨拶があります。

山中広域連合長。

(山中広域連合長 登壇)

○広域連合長(山中 健) 本日の定例会におきまして、御提案申し上げました各議案等につきまして、慎重なる御審議を賜り、いずれも御賛同いただき厚くお礼を申し上げます。

今後とも、関係41市町とも連携、協力し、引き続き、現行制度の安定的な運営に努めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうも、長時間ありがとうございました。

○議長(片山象三) 御挨拶は終わりました。これをもちまして、平成28年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後4時8分閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 入 江 貢

副 議 長 遠 山 寛

議 長 片 山 象 三

署名議員 濱 田 育 孝

署名議員 古 谷 博